

運動の重点に関する主な推進項目

運動の重点1 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化
- イ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死者・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

(2) 歩行者の安全の確保

- ア 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進
- イ 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- ウ 歩行者保護意識の徹底を図るための運転者に対する交通安全教育や広報啓発の推進
- エ 高齢者自身が加齢に伴って生ずる身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を実践するための参加・体験・実践型の交通安全教育の推進

(3) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

- ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- ウ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

【福島県自転車安全利用五則】

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルール・マナーを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯・反射材着装
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
 - 運転中の携帯電話・ヘッドホン使用、傘さし運転の禁止
- 5 被害軽減のためヘルメット着用に努める

(4) 自転車の安全利用の促進等

- ア 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、中学・高校生、高齢者をはじめとする全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の推奨
- イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- ウ 自転車の安全利用を確保するための定期的な点検整備の促進
- エ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

運動の重点2 高齢運転者等の安全運転の励行

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者の保護の徹底
- ウ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）」による罰則強化についての広報啓発

(2) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が運転に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- イ 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカー（略称:サポカー）の普及啓発
- ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口#8080（シャープハレバレ）の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底と正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

運動の重点3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

(1) 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

- ア 夕暮れ時と夜間における死亡事故の特徴（日没後1時間の死亡事故が多いなど）を踏まえた交通安全教育等の実施
- イ 真に効果がある箇所への反射材用品の取付・貼付活動の推進
- ウ 早めのライト点灯と、原則上向きライトとライトのこまめな上下切替の励行
- エ 自動車運送事業者による、従業員に対する夕暮れ時と夜間の運転時の注意喚起

(2) 飲酒運転等の防止

- ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転等を絶対に許さない環境づくりの促進
- イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- ウ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

(3) 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の防止

- ア 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性の周知と「道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）」による罰則の創設等についての広報啓発
- イ 「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性、ドライブレコーダーの普及促進等に関する広報啓発の推進

運動の実施要領

1 地域、家庭等における活動

- (1) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (2) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (3) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- (4) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進
- (5) 地域、家庭等が連携した地域ぐるみでの子供の見守り活動の充実

2 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

- (1) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (2) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消

3 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (2) 福祉機関等との情報共有化等、連携した高齢者の交通事故防止活動の推進

4 職域における活動

- (1) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (2) 飲酒運転・無免許運転・妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (3) 横断歩道における歩行者優先の徹底と歩行者に対する思いやりのある模範的な運転の推進
- (4) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (6) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
- (7) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

実施機関・団体の活動

- 1 県・市町村（交通対策協議会）
 - (1) 関係機関・団体に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施
 - (2) 県民、地域住民に対する広報活動(広報車、広報紙、防災無線等)の実施
 - (3) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進
- 2 教育委員会
 - (1) 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施
 - (2) 各種教材を活用した交通安全教育の促進
 - (3) P T A等関係機関・団体に対する協力要請
- 3 警察
 - (1) 交通指導取締り
 - (2) 交通事故情報等の提供
- 4 道路管理者
 - (1) 交通安全施設の点検
 - (2) 各種装置による道路情報等の提供
- 5 交通安全協会など県交通対策協議会構成機関・団体
 - (1) 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力
 - (2) 会員・所属職員に対する運動の周知徹底